

京都市告示第 32 号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成26年4月1日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
北沓掛第五公園 (桂坂ふれあい公園)	西京区大枝北沓掛町一丁目21番95	告示の日

(建設局北部みどり管理事務所)